

グリーン購入法における 特定調達品目（公共工事）について

国土交通省 大臣官房 技術調査課 課長補佐 しろさわ みちまさ
城澤 道正

1 はじめに

今日の地球温暖化問題や廃棄物問題といった環境問題の解決には、大量生産や大量消費等の経済社会のあり方そのものを見直し、生産から流通、消費及び廃棄に至るまで資源の効率的な利用や、リサイクル・リユース等による環境負荷の少ない「循環型社会」を形成することが必要です。

このような趣旨から、平成12年5月に「循環型社会形成促進基本法」が制定されました。また、循環型社会の形成のためには、再生品等の供給面の取組みに加え、需要面からの取組みも重要との観点から、循環型社会形成促進基本法の個別法の一つとして、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」（以下、「グリーン購入法」）が制定されました。

グリーン購入法は、国等による環境負荷の少ない物品や役務（以下、「環境物品等」）の調達を推進し、環境負荷の少ない社会の構築を図ること等を目的として、平成13年度から施行されています（図-1）。本稿では、グリーン購入法の概要と、公共工事における特定調達品目について紹介します。

「基本方針」の策定(第6条)

環境物品等の調達推進に関する**基本的方向性**、**特定調達品目及びその判断の基準**など、各機関が調達方針を作成する際の基本的事項などについて規定

「調達方針」の策定、実施(第7条)

国等の各機関(各省各庁、独立行政法人等)は、毎年度、特定調達物品等及びそれ以外の環境物品等の調達目標等を定めた**「調達方針」**を作成、公表

調達方針に基づき、調達を推進

調達実績の取りまとめ・公表及び環境大臣への通知

図-1 グリーン購入法の仕組み
(国等における調達の推進)

2 基本方針の作成

グリーン購入法の第6条には、「国は、国及び独立行政法人等における環境物品等の調達を総合的かつ計画的に推進するため、環境物品等の調達の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。」と規定されています。この規定に基づき、毎年度2月頃に基本方針を策定しており、平成29年度の基本方針についても、平成29年2月7日に閣議決定し、公表しています。

基本方針の構成を表-1に示します。基本方針

表－1 基本方針の構成

1. 国及び独立行政等による環境物品等の調達に関する基本的方向
(1) 環境物品等の調達推進の背景及び意義
(2) 環境物品等の調達推進の基本的考え方
2. 特定調達品目及びその判断の基準並びに特定調達物品等の調達の推進に関する基本的事項
(1) 基本的考え方
(2) 各特定調達品目及びその判断の基準等
(3) 特定調達物品等以外の環境物品等
3. その他環境物品等の調達の推進に関する重要事項
(1) 調達の推進体制の在り方
(2) 調達方針の適用範囲
(3) 調達方針の公表並びに調達実績の概要の取りまとめ及び公表の方法等
(4) 関係省庁等連絡会議の設置
(5) 職員に対する環境物品等の調達推進のための研修等の実施
(6) 環境物品等に関する情報の活用と提供
別記

では、①環境物品等の調達推進の基本的方向、②特定調達品目とその判断基準等に関する基本的事項、③その他重要事項を定めています。

公共工事については、各機関の調達の中でも金額が大きく、国民経済に大きな影響力を有しています。また、国等が率先して環境負荷の低減に資する方法で公共工事を実施することは、地方公共団体や民間事業者の取組みを促す効果も大きいと考えられます。このため、公共工事についても、次の点に留意しながら積極的に環境負荷低減を図ることとしています。

まず、基本方針で、公共工事の取扱いについて、「公共工事の目的となる工作物（建築物を含む。）は、国民の生命、生活に直接的に関連し、長期にわたる安全性や機能が確保されることが必要であるため、公共工事の構成要素である資材等の使用に当たっては、事業ごとの特性を踏まえ、必要とされる強度や耐久性、機能を備えていることについて、特に留意する必要がある。」とあり、公共工事の特定調達品目の調達に当たっては、長期的な安全性が重視されています。

また、「公共工事のコストについては、予算の適正な使用の観点からその縮減に鋭意取り組んでいることにも留意する必要がある。」とあり、調達に際してコスト面を考慮することに言及しています。

基本方針の「別記」は、国及び独立行政法人等が重点的に調達を推進すべき環境物品等である

「特定調達品目」のリストと、何をもって特定調達品目とするかの「判断の基準」、「判断の基準」とまではいかないものの配慮することが望ましい「配慮事項」、その他の付記である「備考」から構成されています（表－2）。平成29年度の基本方針では、特定調達品目として274品目、このうち公共工事に係るものとして69品目を定めています。

表－2 特定調達品目の判断の基準等の例

品目分類	品目名	判断の基準等
コンクリート用スラグ骨材	高炉スラグ骨材	<p>【判断の基準】</p> <p>○天然砂（海砂、山砂）、天然砂利、砕砂若しくは碎石の一部又は全部を代替して使用できる高炉スラグが使用された骨材であること。</p> <p>【配慮事項】</p> <p>○鉄鋼スラグの製造元及び販売元を把握できるものであること。</p>

備考)「高炉スラグ骨材」については、JIS A 5011-1（コンクリート用スラグ骨材－第1部：高炉スラグ骨材）に適合する資材は、本基準を満たす。

3 調達方針の策定

グリーン購入法第7条第1項には、「各省各庁の長及び独立行政法人等の長は、毎年度、基本方針に即して、物品等の調達に関し、当該年度の予算及び事務又は事業の予定等を勘案して、環境物品等の調達の推進を図るための方針を作成しなければならない。」と規定されています。このため国土交通省においても、「環境物品等の調達の推進を図るための方針」を毎年度定め、これに基づき調達を推進するとともに、調達実績をとりまとめています。

4 公共工事における特定調達品目に関する公募と評価

公共工事における特定調達品目及びその判断の基準等については、特定調達品目等の開発・普及の状況、科学的知見の充実等に応じて適宜見直しを行っています。見直しに当たっては、その参考とするため毎年度、民間等から広く提案を募集しています。平成30年度の基本方針策定のためにも、平成29年5月29日から6月23日にかけて提案募集を行っています。

公共工事に関する特定調達品目及びその判断の基準等の追加、見直し等の提案に対しては、「グリーン購入法の公共工事の技術評価基準」に従って評価しています。評価に当たっては、提案者からの提出資料に加えて、環境問題、技術基準類、技術開発動向、市場状況等の広範かつ最新の知見に基づき、客観的に行われます。

まず、提案内容がグリーン調達の趣旨に添ったものか否かについて、次の7つに該当しないかどうか確認します。①国等による調達が見込まれない品目、または調達量が極めて少ない品目、②比較対象が適切でない、③判断の基準を満たしたものが十分に普及し、既に通常品となっている、④提案された品目が未だ開発段階にある、⑤競争性が確保されない等、調達に支障がある、⑥グリーン調達だけでは、環境負荷の低減が実現できない、⑦品質基準が明確でない等、品質確保に問題がある。

これらに該当しないことが確認された後、提案技術における①二酸化炭素（換算量）の削減量、②廃棄物の最終処分の削減量、③有害化学物質の抑制量、④生物多様性（生態系への環境負荷増大に関する懸念の評価）、⑤品質評価、⑥普及状況の評価、⑦経済性評価、等の観点から審査します。この結果、特定調達品目及び判断の基準等として問題がないと判断されたものは、次年度の特定調達品目等に反映されます。

審査の結果、解決すべき課題が残っているが、特定調達品目の指定・見直し等のため、更なる検討を進めるべきと判断した品目については、継続検討品目として整理します。また、提案者の了承を得たうえで提案内容及び評価結果を継続検討品目群（ロングリスト）として公表しています。ロングリストに掲載された提案は、残された課題毎に、E、Q、S、Cのグループに分類され（表-3）、必要な追加情報の提供を受けたうえで、継続的に検討することになります。

継続検討品目として整理する提案は、評価の結果、課題が残っていると判断されつつも、その課題が今後解決できることが見込まれる提案品目等

を対象とします。評価上、不足している情報や残された課題を具体的に示すことで、当該品目に関する次年度以降の提案資料作成・審査の省力化、効率化等に資するものと考えています。

なお、継続検討品目の指定は、特定調達品目に指定されることを保証するものではありません。また、検討のため提案者に必要な資料の提出を求めますが、追加資料の提出がない場合や、提出されたとしても課題解決に関する情報が含まれていない場合等、特定調達品目に指定するための新たな情報が十分ではない場合には、継続検討品目の指定を解除することとしています。

表-3 ロングリストの課題毎の分類

グループ	説明
E	○期待される環境負荷低減効果が十分か、継続的な検討が必要と考えられるもの
Q	○JIS・JAS等の公的基準に適合していない等、品質確保について不確実性が残ると考えられるもの
S	○特定調達品目に指定することにより本品目の普及を図ることができるか、継続的な検討が必要と考えられるもの
C	○比較対象品と比べてコストが高いと考えられるもの
	○普及とともに比較対象品とコストが同程度になる見込みを確認する必要があると考えられるもの



平成 29 年度の特定調達品目について

平成 29 年度の特定調達品目は、274 品目あり、このうち公共工事に係る特定調達品目は、資材 57 品目、建設機械 2 品目、工法 7 品目及び目的物 3 品目の計 69 品目あります（表-4）。平成 29 年度の公共工事における特定調達品目については、平成 28 年度から以下の見直しを行っています。

- ・特定調達品目に「直交集成板」を追加
- ・合板型枠における合法性の確認に関する経過措置の終了
- ・照明機器について「Hf 蛍光灯器具」を削除し「LED 照明」に限定
- ・「陶磁器質タイル」の名称を「セラミックタイル」に変更（JIS の改定に伴う変更）
- ・再生プラスチックを用いる場合、再リサイクルに支障をきたさないものを使用するよう、配慮事項の追加

6

今後の取組み

公共工事は、長期品質の確保の観点から、どうしても長い間の実績がある既存の部材・工法等が採用されがちです。しかしながら、今日の環境問

題の解決には、グリーン調達という持続可能性の観点も非常に重要な要素となっています。このため、今後とも一般からの幅広い提案募集を行い、最新の環境負荷低減技術の導入・普及を行うことにより、グリーン調達の推進に努めていきたいと考えています。

表-4 平成29年特定調達品目（公共工事）

特定調達品目名	分類	品目名（品目分類）	（品目名）
公共工事	資材	盛土材等	建設汚泥から再生した処理土、土工用水砕スラグ、銅スラグを用いたケーソン中詰め材、フェロニッケルスラグを用いたケーソン中詰め材
		地盤改良材	地盤改良用製鋼スラグ
		コンクリート用スラグ骨材	高炉スラグ骨材、フェロニッケルスラグ骨材、銅スラグ骨材、電気炉酸化スラグ骨材
		アスファルト混合物	再生加熱アスファルト混合物、鉄鋼スラグ混入アスファルト混合物、中温化アスファルト混合物
		路盤材	鉄鋼スラグ混入路盤材、再生骨材等
		小径丸太材	間伐材
		混合セメント	高炉セメント、フライアッシュセメント
		セメント	エコセメント
		コンクリート及びコンクリート製品	透水性コンクリート
		鉄鋼スラグ水和固化体	鉄鋼スラグブロック
		吹付けコンクリート	フライアッシュを用いた吹付けコンクリート
		塗料	下塗用塗料（重防食）、低揮発性有機溶剤型の路面標示用水性塗料、高日射反射率塗料
		防水	高日射反射率防水
		舗装材	再生材料を用いた舗装用ブロック（焼成）、再生材料を用いた舗装用ブロック類（プレキャスト無筋コンクリート製品）
		園芸資材	パークたい肥、下水汚泥を使用した汚泥発酵肥料（下水汚泥コンポスト）
		道路照明	LED 道路照明
		中央分離帯ブロック	再生プラスチック製中央分離帯ブロック
		タイル	セラミックタイル
		建具	断熱サッシ・ドア
		製材等	製材、集成材、合板、単板積層材、直交集成板
		フローリング	フローリング
		再生木質ボード	パーティクルボード、繊維板、木質系セメント板
		ビニル系床材	ビニル系床材
		断熱材	断熱材
		照明機器	照明制御システム
		変圧器	変圧器
	空調用機器	吸収冷温水機、氷蓄熱式空調機器、ガスエンジンヒートポンプ式空調機、送風機、ポンプ	
	配管材	排水・通気用再生硬質ポリ塩化ビニル管	
	衛生器具	自動水栓、自動洗浄装置及びその組み込み小便器、洋風便器	
	コンクリート用型枠	再生材料を使用した型枠、合板型枠	
	建設機械	—	排出ガス対策型建設機械、低騒音型建設機械
	工法	建設発生土有効利用工法	低品質土有効利用工法
		建設汚泥再生処理工法	建設汚泥再生処理工法
		コンクリート塊再生処理工法	コンクリート塊再生処理工法
		舗装（表層）	路上表層再生工法
		舗装（路盤）	路上再生路盤工法
法面緑化工法		伐採材又は建設発生土を活用した法面緑化工法	
目的物	山留め工法	泥土低減型ソイルセメント柱列壁工法	
	舗装	排水性舗装、透水性舗装	
	屋上緑化	屋上緑化	